

平成28年第10回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成28年8月9日(火)午後1:30~午後2:30

2. 場所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	工藤 昭治
委員	1	田守 和人
"	2	谷地村久人
"	3	佐藤久美子
"	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	6	長井 進
"	7	長根 孝衛
"	8	小澤 守昭
"	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第7号 農地の転用事実に関する照会に対する回答書について

日程第4 議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第24号 農業経営基盤強化法に基づく農地利用集積計画の承認について

(平成 28 年第 10 回 8 月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、5 番、小坂 敏 君にお願いします。</p>
	(農業委員会憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は 10 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 28 年第 10 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議 長	<p>それでは議事録署名委員には、3 番 佐藤久美子君並びに 6 番 長井 進君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	<p>次に、日程第 3 報告第 7 号 農地の転用事実に関する照会に対する回答書について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>2 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 3 報告第 7 号 農地の転用事実に関する照会に対する回答書について報告いたします。</p> <p>3 ページの「農地の転用事実に関する照会書」をご覧ください。本来農地の地目を変更する場合は、転用許可あるいは非農地証明を受けまして、申請者が法務局で手続きを行うわけですが、過去に農業委員会の手続きを踏んだと思われる案件で相当年数が経っている場合については、行政書士や土地家屋調査士の方で直接法務局に地目変更の手続きを行う場合があります。</p> <p>今回の案件につきまして、土地家屋調査士のから青森地方法務局八戸支局の方に地目変更の手続きが行われまして、その農地を管轄する新郷村農業委員会に転用の事実があるかないか照会がきたものでございます。国の通知によりますと、農業委員会の対応といたしましては、①農地転用あるいは非農地証明がなされているか確認をすること、②許可が無い場合は現地に農業委員 3 名と事務局職員が調査をすることとなっております。その結果に基づきまして転用許可が必要となります案件につきまして</p>

	<p>は、③農地転用の許可権限並びに違反転用に関する指導権限がある青森県に照会をかけたうえで、その対応について農業委員会で確認し、その確認をもって法務局に回答することとなっています。</p> <p>まずは、①転用許可あるいは非農地証明がなされているかどうか、確認を行いました。村の農業委員会で保存している書類では確認が出来ない状況でございました。</p> <p>②次、7月11日に村岡会長、長根会長職代理、小坂委員の3名に現地調査をしていただき、土地の現況が原野であることを確認してございます。その後③転用許可権者である県の方に照会をかけた結果県からは原状回復命令を行う予定はないという回答がありました。</p> <p>国の通知では、照会から2週間以内に回答しなければならないことになっており、平成28年7月12日付、会長名で法務局へ回答をしております。</p> <p>4ページに回答書の写し、5ページ～8ページから登記申請書の写し、地籍図の写し、案内図の写しを添付してありますので、参考に願います。</p> <p>今後農業委員会の回答をもって法務局の方では、地目更正の手続きが進められるものと思われます。</p> <p>以上で報告を終わります</p>
谷地村 委員	はい。議長。
議 長	2番、谷地村委員。
谷地村 委員	議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についての案件ですが、現地確認をして原野と認めたのでしょうか。
事務局	7月11日に現地確認をして、原野と認めました。
谷地村 委員	わかりました。
事務局	<p>9ページをお開き下さい。</p> <p>日程第4 議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定により、別紙のとおり農地の申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は、使用貸借が1件でございます。</p> <p>10ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号17号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の</p>

	<p>所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P12農地法3条1項の調査書、P13～P15許可申請書の写し、P16～P20、申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、親子間の使用貸借であり、譲渡人が引き続き農業者年金受給のため譲受人と使用貸借の再設定をするものであります。なお、貸借期間は10年間となっております。</p> <p>またP12農地法第3条第1項の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>また、今回は、使用貸借の再設定のみのため現地調査は省略させていただきました。</p> <p>以上説明を終わります。</p> <p>申請地箇所は、譲渡人の高齢による労働力不足と譲受人が事業拡大のため、売買するものです。また別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上受付番号第15号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑、意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第23号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に日程第5 議案第24号 農業経営基盤強化法に基づく農地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>21ページをお開き下さい。</p> <p>日程第5 議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について説明いたします</p> <p>農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により下記の農地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p> <p>平成28年7月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているもので整理番号28の2号の1件で農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、P22議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権及び賃貸借の設定であります。P23は、新郷村長からの協議文書、P24からP27までは利用集積計画書の写しと位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を2番、谷地村委員から報告を求めます。</p>
谷地村委員	<p>議案第24号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第24号の申請地、整理番号28の2の地目は畑であります。</p> <p>借り受け後も農地中間管理機構から借り受け人に畑で借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われま</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第24号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p>

	これをもって、平成28年 第10回新郷村農業委員会総会を 閉会いたします。
--	--

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

議 長

署名者

署名者